

旭川医科大学における防犯カメラ管理運用規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西川 祐司

旭川医科大学における防犯カメラ管理運用規程の一部を改正する規程

旭川医科大学における防犯カメラ管理運用規程（令和6年旭医大達第18号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(管理担当者)</p> <p>第6条 防犯カメラを設置する部局等に防犯カメラ管理担当者（以下「管理担当者」という。）を置き、次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) 大学 総務課長</p> <p>(2) 病院 <u>病院総務室長</u></p> <p>2 管理担当者は、当該部局等における防犯カメラの管理を担当する。</p> <p>(略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和8年6月2日から施行し、令和8年4月1日から適用する。</u></p> <p>(略)</p> <p>【改正理由】</p> <p>事務局組織の改組に伴い、所要の改正を行うものである。</p>	<p>(略)</p> <p>(管理担当者)</p> <p>第6条 防犯カメラを設置する部局等に防犯カメラ管理担当者（以下「管理担当者」という。）を置き、次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) 大学 総務課長</p> <p>(2) 病院 <u>経営企画課長</u></p> <p>2 管理担当者は、当該部局等における防犯カメラの管理を担当する。</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>

